

野田市農業委員会総会会議録（第7回）

1. 野田市農業委員会会長古谷文夫は令和3年7月9日午後2時、野田市農業委員会総会を野田市役所8階大会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

1番	石山幹雄	2番	石山高弘
3番	藤井愛子	4番	川辺茂
5番	筑井正	6番	古谷文夫
7番	齊藤和夫	8番	石塚正夫
9番	染谷美佐夫	11番	青木進
12番	宇佐見稔久	13番	吉岡清美

1. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について

議案第4号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

議案第5号 農用地利用集積計画について

議案第6号 農用地利用配分計画について

第3 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第4号 農地使用貸借契約の解約通知について

報告第5号 農用地利用集積計画の中途解約について

報告第6号 農用地利用配分計画の中途解約について

報告第7号 農地の現況に関する照会について

報告第8号 競（公）売買受適格証明願について

報告第9号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

報告第10号 軽微な農地改良の届出について

1. 出席事務局職員は次のとおりである。

事務局長	染谷 隆徳
事務局長補佐	大塚 和彦
農地農政係長	間中 浩司
主査	小田原 聡

議長 ただいまから令和3年第7回野田市農業委員会総会を開会します。

本日、10番針ヶ谷久翁委員、所用のため欠席でございます。

13番、吉岡清美委員からは、遅参の申し出がありましたので報告します。

野田市農業委員会会議規則第6条の規定による定数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

議事日程第1、議事録署名委員の選任に移ります。

例により、議長指名でご異議ありませんか。

— 異議なしの声多数 —

異議なしと認めます。

1番 石山 幹雄 委員

2番 石山 高弘 委員を指名します。

本日の案件は、議案第1号から議案第6号までとなっております。

本日は、農地利用最適化推進委員も出席しておりますので意見を求めます。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

申請番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号1番についてご説明いたします。

1ページをご覧ください。

申請地は、畑1筆で1,279平方メートルの内480平方メートルとなっております。

権利の内容は、賃借権設定です。

申請理由は、譲渡人は、譲受人の希望によるため、譲受人は農業担い手育成を目的としたサービス立上に向けた栽培実証試験を行うためとなっております。

農地法第3条第2項に定められている不許可の基準については、第1号の全部効率利用要件は機械と労働力が十分に確保されているか、技術が十分にあるか、また、販売先はどのようなのかなど、申請人にお越しいただいているので、この後説明していただきます。

第5号の下限面積要件は、農地法施行例第2条第3項第1号の「耕作の事業が草花等の栽培でその経営が集約的に行われるもの」に該当します。

また、譲受人は法人ですが法第3条第3項に規定する全ての要件を満たしています。

令和3年6月25日に受付をしております。

以上です。

議長 本案について、現地調査班第2班より説明をお願いします。

筑井委員 今月は2班が担当で、7月6日に現地調査を行いました。

今回の報告は議案第1号申請番号1番、2番、議案第2号申請番号1番、2番、議案第3号申請番号2番から5番については染谷委員、議案第1号申請番号3番から7番、議案第3号申請番号1番、6番については石山幹雄委員が、ご報告します。

また、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願については、事前に千葉県職員と事務局職員で現地調査を行っており、申請書を審査したところ、申請内容に問題がなかったため、現地調査は不要としました。

それでは、議案第1号申請番号1番について吉岡委員から報告をお願いします。

染谷委員 申請番号1番について報告します。

申請地は、船形字一本松の畑1筆の一部で、肥培管理された農地で現地に問題はありませんでしたが、現地調査班としては新規就農者から営農計画等についての説明を受けてから審議したいと合議の結果、判断しました。

以上です。

議長 本案については、説明員として申請人にお越しいただいておりますので、入室させます。

—申請人入室—

申請人に、機械、労働力、技術があるかなどの営農計画について、説明をお願いします。

申請人 ○○の○○と申します。

本日はよろしくをお願いします。

着席して説明させていただきます。

まず、我々が今回行おうと思っているものは、環境制御型の養液栽培システムを導入し、トマトを栽培するという計画を立てております。

労働力につきましては、弊社社員が常時2、3名従事し、収穫ピーク等の農繁期は、弊社社員をさらに2名程度動員予定、最大で5名程度となる予定でございます。

トマト栽培技術指導を行う農園隊という会社に技術指導をいただく予定でございまして、弊社社員2名が農園隊が提供する教育メニューを受講しながら、先方保有のハウスで事前に研修を受ける予定でございます。

また、栽培期間中は、定期的な技術指導を受けていくという予定にしております。

農園隊自体は、当社の出資先でございまして、国内企業向けの農業用ハウス導入支援等で、以前から当社と関係がある会社です。

生産物の販売先でございますが、本件、研究目的ということでもありますので、収穫した農作物は、栄養検査等の検査目的で利用し、今の時点で販売予定はございません。

ただし、この農作物を活用する方法というのは、しっかり検討して参りたい。

そう考えてございます。

議長 ただいま、申請人からの説明が終わりました。

質問等ございますか。

宇佐美委員 どういう形の養液栽培ですか、ちょっとお伺いします。

申請人 ○○の○○でございます。

ご回答申し上げます。

養液栽培なんですけれども今回は揚水シートを使った、その上で栽培するという栽培方法になります。

瀬能委員 今の栽培技術の研究という形だと思いますがこの件、自分たちが研究をやって、その成果が結局、商売に繋がる形のこと、反映させていくというようなことだと思うんですけど一つあるのが、ちょっと資料を見させていただいたんですけども、相当お金かけて研究設備を作るということですね。

今、全国的に見て、これから新規就農でいろいろそういうものを作ってこうという若い人がですね、国の補助とかいろいろ受けてそれらの設備をですね、作って、やっていこうっていうのがね、農業新聞とかいろいろ出てますので、私も多少認識があるんですけども、うちの息子がいちごやっていて、自動化した形で空調設備とかですねやっていますが、もう結局今回やろうとするのは、もう社員さんの技術、要はもうコンピューター制御で全天候型で、肥料なんかも全部自動でというふうなとらえ方、一般的に言ってそういうことをやろうというようなことなんでしょうか、それで、そのノウハウがどういうふうな形で反映させるっていうのかってもっと詳しくちょっと教え願えればお願いします。

申請人 ありがとうございます。

技術的なところをご説明させていただきます。

通常によくやられるハウスは、規模が大きい、少なくとも3000平方メートル程度あるものかなというふうに思いますが、今回実施するのは500平方メートルでも何とか採算が取れるであろうと、我々が研究の中で思っている設備、そういった小規模のものであれば、新規参入がしやすく、新規就農者がうまく入ってこれやすい今回我々が検討するに至った時に、先ほど申し上げましたように新規就農者の方が、3割辞めてしまうというようなことが良く起きています。

ですのでやはり露地栽培、非常に難しゅうございますので、なるべく新規就農者の方々が入りやすい、今回入りやすいのかというのは我々の検証の中で調べたいと思いますけれども、まずそこをしっかり立てて、少しでも就農が広がっていくようなことを目指していきたいと思っておりますし、実際我々が日々経験していくことっていうのをどんどん変えていってですね、どういったノウハウが必要なのかというのを形にして、次の、こういったものに関わってらっしゃる方々に展開していくというところを少しずつ考えています。

瀬能委員 ちょっとこれ具体的にお聞きしますが確認で、この設備がですね、資料見ますと、そこそこのお金かけてやるということでこれが新規就農としてね、面積的にも、何とかなるんじゃないかというような考え方ですが、ちなみに私の息子は2年前から始めているいちごが、1000平方メートルで1000万円の収益を上げるという形で、半年間で1000万円の収益あるうちの2年目

で 2000 平方メートルですから、半年で 2000 万円上げないと、採算的に合わないというようなことを私聞いてるんですけども、今のところ 500 平方メートル程度で採算性を考えると、どういう、生産計画とか売上とかっていうのも目標にしてるんですかね。

申請人 売り上げというか、農業収入として、我々目指したのは、400 万円確保する。

何とか、そのサイズで、最低限の投資で、身の丈に合ったものを作って行きたいと思います。

投資をして失敗している例もたくさん出ておりますので、新しく参入してくれる方の農業の役になっていただければと。

齊藤委員 今の収入で 400 万円ということですか。

そうすると、投資というかランニングコストがかかると思うんですよね、そうすると、自分の手元には、100 万円かそこらしか残らない。

申請人 農業収入なので農家さん自身の所得ということになります。

施設設備とかですね、減価償却とか、あと元金のコストは全部差っ引いて手元に残るのが 400 万円。

齊藤委員 そしたら、売上としては、1000 万円を超えないと無理だと思いますが。

申請人 一応ですね技術的な相談はちょっとさせていただいてるところもあるんですが、一応それで採算上がる計算を我々としては、立ててそれが容易でないというふうな、今回しっかり実証をして、ポイントとしては、平方メートル当たりの収量がかなり高くなる、湿度だったりですね温度のコントロールなんかかなり高度の設備があり、我々としてはうまくいくものだと思っています。

齊藤委員 初期投資分については、どのぐらいですか。

申請書見てなくて、申しわけありません。

申請人 今回は実証実験なので、いろいろと余計なものを付けてますが、3000 万円ぐらいかかっているんです。

全体で 6、7 年で回収できる計算をしています。

齊藤委員 そうすると、今 1000 万円を投資ということは 1000 万を用意しないと考えていないと参入できないということですか。

申請人 ご質問はごもっとだと思えます。

まず、我々もそういった新規参入される方が農業大学校等に通って、どのぐらいかとか、最初に数百万円か 1000 万円プラスという、そういう統計データがありますというのは認識していま

す。

我々〇〇グループということもございますので、例えばリース会社とかですねそういったものも持っていますし、それも含めて、このトマトというものの栽培をしっかり支援するというのも考えたいと思っておりますが、そういった意味でのそのスケールをどういうふうにとれるかと。

そういった全体の枠組みとして、いかに例えばイニシャルコストを抑えた形で参入をしていただいて、収益を獲得するに依じて、後で返済していただくであるとかってというような、そういう資金規模をあわせて考えていきたいというふうに思っています。

ただ、内部の処理は、我々自身が繰り返しますもしっかりこの場で経験をした上で、もしかしたら先ほど申し上げましたが、過剰な設備が入ってるかみたいなところをしっかりと検証した上で、しっかりと考えていきたいというふうに考えている次第でございます。よろしいですか。

事務局 野田市には、前年度1年間で、新規就農の方、約7名ほど進出していただいています。

今まで委員さんから話がありましたが、そんな投資ができるお金を持つての人が、なかなかいられないところなんですけども、それで皆さん心配されてお聞きしてると思うんですが、新規就農者の方に、今、〇〇さんで、実証実験される結果でそれを実用化されるというふうになっていくと思うんですけども、新規就農者の方に、どういうふうにマッチングさせていくのか教えていただけますか。

申請人 ご説明いたします。

我々、通常からですね、お取引をさせていただいてるパートナー企業さんというのは非常にあります。

それを例えば、今人材派遣会社さんの中でも、その新規就農者を支援するような枠組みを用意されてる会社がございます。

そういった、もちろん我々自身ですべてを実現することは不可能でございますので、パートナー企業さん等の協力をしながらですね、例えば人のマッチングをしていくということであれば、考えていかなきゃいけないと思っておりますし、先ほど申し上げましたが、お金の面で何かを改善しなきゃいけないのであればその課題を減らしていくかということを考えていくということで、一つとしては、人材教育系の事業、人材派遣企業さんと連携をして、新規就農者を例えば募集をして、その新しいサイトで就農していただく。

もしかしたら教育をそっち側にするかもしれませんし新しい枠組みでするかもしれない。

そういった可能性を幅広く検討したいというふうに考えてます。

事務局 期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

議長 半年なり1年経ってきますと、作物なりできてくると思いますが、その時に我々農業委員、推進委員それから新規就農者の方が、見学をさせていただければと思うんですがそれはどうでしょうか。

申請人 ありがとうございます。

我々も、そういう意味では地域の皆様にいろいろご教示いただくことが多分にあると思っておりますので、その節はぜひ来ていただいてですね、むしろそういう意味でその地域の方々にもアドバイスできるようなことができれば、我々としても非常にありがたいです。

ぜひ、お越しくださいではないですけども、ぜひお願いいたします。

議長 他に質問がないようでしたら、申請人を退席させたいと思いますが、よろしいでしょうか。

—異議なしの声あり—

議長 お忙しい中、お疲れ様でした。

退席されて結構です。

—申請人退席—

議長 申請番号 2 番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 2 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 1 筆で 532 平方メートルとなっております。

権利の内容は、所有権移転です。

譲渡人の申請理由は、高齢により農業経営の規模を縮小するため、譲受人の申請理由は農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第 3 条第 2 項に定められている不許可の基準には該当していません。

令和 3 年 6 月 23 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

染谷委員 申請番号 2 番について報告します。

申請地は、船形字松山の畑 1 筆で、肥培管理された農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号 3 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 3 番についてご説明いたします。

申請地は、田 1 筆で 88 平方メートルとなっております。

権利の内容は、所有権移転です。

譲渡人の申請理由は、未耕作のため、譲受人の申請理由は規模拡大のためとなっております。

農地法第 3 条第 2 項に定められている不許可の基準には該当していません。

令和 3 年 6 月 21 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

—吉岡委員入室—

石山幹雄委員 申請番号 3 番について報告します。

申請地は、関宿台町字東の田 1 筆で、耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号 4 番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 4 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 1 筆で 327 平方メートルとなっております。

権利の内容は、所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は相続したものの耕作が難しく所有権移転したいため、譲受人は所有地の隣地に付、一帯で利用したいためとなっております。

農地法第 3 条第 2 項に定められている不許可の基準には該当していません。

なお、譲受人は法人ですが、農地所有適格法人の要件を満たしています。

令和 3 年 6 月 21 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石山幹雄委員 申請番号 4 番について報告します。

申請地は、木間ヶ瀬字鴻ノ巣の畑 1 筆で、保全管理された農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号 5 番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号5番についてご説明いたします。

申請地は、田1筆で1,999平方メートルと畑2筆1,788平方メートル合計3,777平方メートルとなっております。

権利の内容は、所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は譲受人が管理しているため、譲受人は農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項に定められている不許可の基準には該当していません。

令和3年6月21日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石山幹雄委員 申請番号5番について報告します。

申請地は、木間ヶ瀬字上新宿の畑2筆と木間ヶ瀬新田の田1筆で、耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号6番、7番は関連があるので、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号6番、7番についてご説明いたします。

2ページをご覧ください。

申請地は、畑5筆で3,396平方メートルとなっております。

権利の内容は、所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は居住地が島根県で耕作管理ができないため、譲受人は農業経営規模拡大のためとなっております。

農地法第3条第2項に定められている不許可の基準には該当していません。

令和3年6月25日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石山幹雄委員 申請番号6番、7番について報告します。

申請地は、木間ヶ瀬字下羽貫の畑5筆で、肥培管理された農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第1号について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第2号「農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について」を議題とします。

申請番号1番、2番は関連があるので、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号1番、2番についてご説明いたします。

3ページをご覧ください。

申請地は、畑2筆で230.25平方メートルとなっております。

転用の目的は、貸駐車場用地です。

令和3年6月21日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

染谷委員 申請番号1番、2番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生えている農地でした。

計画内容は、埋立て等は行わず、碎石敷きにて貸駐車場をする計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、簡易柵を設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号1番、2番について、ご説明いたします。

まず、信用については、過去の状況を確認したところ、特に問題ないと認められます。

次に転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないものとなっておりますが、農地台帳を確認したところ賃借人等はいないため、該当しないと考えます。

資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区は、区域外です。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第2号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第3号「農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について」を議題とします。

申請番号1番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号1番についてご説明いたします。

4ページをご覧ください。

申請地は、畑2筆で996平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による貸車両置場用地です。

令和3年6月21日に受付をしております。

以上です。

議長 本案について現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石山幹雄委員 申請番号1番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、肥培管理された農地でした。

計画内容は、埋め立て等を行わず、碎石敷きにして、転圧して貸車両置場をする計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、単管パイプ柵を設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号1番の説明をする前に、申請番号1番から5ページの申請番号6番の案件に共通している許可検討事項についてご説明いたします。

まず、信用については、過去の状況を確認したところ、特に問題ないと認められます。

次に転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないものとなっておりますが、農地台帳を確認したところ賃借人等はいないため、該当しないと考えます。

以上が共通している許可検討事項になります。

それでは、申請番号1番のその他の許可検討事項についてご説明いたします。

まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号2番、3番は関連があるので一括して事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号2番、3番についてご説明いたします。

申請地は、畑3筆で819平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

令和3年6月25日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

染谷委員 申請番号2番、3番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生い茂っている農地でした。

計画内容は、転圧し、太陽光発電施設を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、フェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区は区域外です。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号4番について、事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号4番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で763平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による資材置場用地です。

令和3年6月23日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

染谷委員 申請番号4番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

計画内容は、碎石敷きにて整地し、資材置場をする計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は周囲を単管パイプ柵で囲む計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号5番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号5番についてご説明いたします。

5ページをご覧ください。

申請地は、畑3筆で2,935平方メートルの内2,334.72平方メートルとなっております。

転用の目的は、賃借権設定による車両置場用地です。

令和3年6月21日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

染谷委員 申請番号5番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、肥培管理された農地でした。

計画内容は、砂利敷し、車両置場をする計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は周囲をコンクリートブロックで囲み、土砂流出防止対策とする計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号6番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号6番についてご説明いたします。

申請地は、現況畑の1筆で126平方メートルとなっております。

転用の目的は、使用貸借権設定による専用住宅用地です。

令和3年6月24日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石山幹雄委員 申請番号6番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、鉄道駅、市役所等それぞれの基準点の周囲おおむね500メートル以内の宅地率が40パーセントを超えるため、1キロメートルまで半径を延長し、宅地率が40パーセントを超えているため、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、肥培管理された農地でした。

計画内容は、整地し、住宅を建設する計画となっております。

給排水関係は、給水は上水道を使用し、排水は、汚水及び雑排水は合併処理浄化槽を経由して側溝へ放流し、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策はコンクリートブロックで囲む計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、住宅ローン申込書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、行政庁の許認可処分の確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上問題ないと判断されます。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第3号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第4号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題とします。

申請番号1番、2番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号申請番号1番についてご説明いたします。

6ページをご覧ください。

申請地は、農地法所定の手続きをせずに昭和45年3月20日より宅地として利用し現在に至っております。

平成元年10月21日撮影の空中写真及び現況写真並びに経過説明書の状況と現地調査班の結果を踏まえ、農地法所定の許可を得ないまま20年以上経過しており、かつ、この間、農地法第51条の規定による処分を受けていないため、要件を満たしていると考えます。

令和3年6月21日に受付をしております。

続きまして、申請番号2番についてご説明いたします。

申請地は、農地法所定の手続きをせずに昭和33年4月より宅地として利用し現在に至っております。

平成10年11月3日撮影の空中写真及び現況写真並びに経過説明書の状況と現地調査班の結果を踏まえ、農地法所定の許可を得ないまま20年以上経過しており、かつ、この間、農地法第51条の規定による処分を受けていないため、要件を満たしていると考えます。

令和3年6月25日に受付をしております。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第4号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第 5 号「農用地利用集積計画について」を議題とします。

なお、本案の「中間管理」は議案第 6 号「農用地利用配分計画について」と不可分の案件のため、一括して審議します。

一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 5 号についてご説明いたします。

7 ページから 16 ページをご覧ください。

野田市長より令和 3 年 6 月 29 日付けで、令和 3 年度第 3 次農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項により農業委員会の決定を求められています。

農用地利用集積計画の農地中間管理権の取得でございますが、10 年の賃借権設定が田 90 筆で 435,368 平方メートルとなっております。

なお、借受人は農地中間管理機構である千葉県園芸協会です。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。

次に議案第 6 号についてご説明いたします。

17 ページ 26 ページをご覧ください。

野田市長より令和 3 年 6 月 25 日付けで、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項により農地中間管理機構である千葉県園芸協会が先ほど説明した農地中間管理権を取得する農地を貸し付けることについて、農業委員会の意見を求められています。

10 年の賃借権設定が田 90 筆で 435,368 平方メートルとなっております。

以上の計画内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 4 項の各要件を満たしております。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第 5 号及び議案第 6 号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

報告事項に移ります。

「報告第 1 号から第 10 号」について、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 報告事項の 1 ページから 3 ページをご覧ください。

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による相続の権利取得の届出は、2 件受理しております。
次に 4 ページをご覧ください。

報告第 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、4 件受理しております。

次に 5 ページから 8 ページをご覧ください。

報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、15 件受理しております。

なお、報告第 1 号から第 3 号については、添付書類を含め、適法であったため、受理しております。

次に 9 ページをご覧ください。

報告第 4 号 農地使用貸借権設定契約の解約通知は、1 件提出がありました

次に 10 ページ、11 ページをご覧ください。

報告第 5 号 農用地利用集積計画の中途解約は、15 件提出がありました。

次に 12 ページ、13 ページをご覧ください。

報告第 6 号 農用地利用配分計画の中途解約は、3 件提出がありました。

次に 14 ページをご覧ください。

報告第 7 号 農地の現況に関する照会については、登記官からの照会が 1 件ありました。

次に 15 ページをご覧ください。

報告第 8 号 競売買受適格証明願については、1 件証明いたしました。

次に 16 ページをご覧ください。

報告第 9 号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願については、1 件証明いたしました。

次に 17 ページをご覧ください。

報告第 10 号 軽微な農地改良の届出については、1 件受理しております。

以上です。

議長 報告第 7 号の登記官照会については、昭和 56 年 8 月 28 日付け法務省民事局長通知により原則農業委員、農地利用最適化推進委員 3 名以上と事務局職員で調査にあたることとなっておりますが、番号 1 番は、許可済み地のため事務局で現地調査を行い、非農地であることを確認し、千葉地方法務局柏支局に記載のとおり回答いたしました。

次に報告第 9 号の「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」は、昭和 60 年 10 月 17 日付け農林水産省構造改善局農政部長通知により現地調査にあたることとなっております。

番号 1 番について、調査にあたった吉岡委員より報告をお願いします。

吉岡委員 報告第 9 号番号 1 番について報告します。

去る 4 月 28 日に事務局職員 2 名と現地調査を行いました。

照会地は、農地として使用されていまして、農業経営を引き続き行っていることを証明いたしました。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び委員の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

これらは報告事項でございますので、ご了承いただきたいと存じます。

続いて、運営委員会の報告を齊藤運営委員会議長よりお願いします。

齊藤運営委員会議長 先程開催された運営委員会の報告をいたします。

協議事項 1 番「令和 3 年度農地パトロール、利用状況調査の実施について協議しました。

内容については、事務局からお願いします。

—事務局説明—

協議事項 2 番、「合同会議について」、1 点目として、5 月の合同会議で農業委員会の令和 3 年度の方向性について検討に入り、6 月に開催した運営委員会においては農地の状況は様々なために勉強をする必要があることから、有志による勉強会を発足させることにしました。

その勉強会では遊休農地にならないように未然に防ぐ、また、遊休農地をどうやって再生させていくか、ケースによっては委員等によって再生できないか、補助金等を活用し担い手とのコラボによる再生できないかなどを勉強して行くことになりましたことを農地利用最適化推進委員に報告したいと思います。

また、運営委員である後藤推進委員が参加してくれるということで 7 月 16 日 13 時 30 から市役所に集まり勉強会と行うこととなりました。

内容につきましては、最初の課題として、目吹地域で遊休農地を再生して新規就農者へ貸付できないか、勉強したいと思いますので興味のある方は、ご参加ください。

2 点目として、6 月の総会において、議案の中で農用地利用集積配分計画について委員から質問がありましたが、詳しくは千葉県農業事務所でないといけないことから 7 月の合同会議の中で制度について説明を受けることとなりました。

本日は、農業事務所と農政課の職員が来ていただきましたので制度について説明を受けたいと思います。

3 点目としては、3 件の農地のあっせんについて事務局に相談があり農業委員には 6 月の総会終了後に事務局から協力依頼がありましたので、農地利用最適化推進委員にも協力をお願いしたいと思います。

協議事項 3 番「農業委員会だより」については、記事について協議して、所有者不明の遊休農地化した田の再生、新規就農者の紹介等の記事としました。

また、今回は、4 ページ目に 2 枠の有料広告を掲載することになりましたので、報告します。
以上です。

議長 以上で、本日のすべての議事が終了しましたので、総会を閉会します。(午後 3 時 2 分)